

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成22年3月23日(火曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第1 議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について

議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 26 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 市道路線の認定について

- 日程第 2 平成 21 年請願第 1 号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
平成 21 年請願第 6 号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について
請願第 1 号 核兵器の廃絶を求める請願書について
- 日程第 3 委員会発議第 1 号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）
- 日程第 4 委員会発議第 2 号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかす

- みがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 日程第 2 平成21年請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
平成21年請願第6号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について
請願第 1号 核兵器の廃絶を求める請願書について
- 日程第 3 委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）
- 日程第 4 委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員数は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 3 2 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第 1、議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、ないし議案第 32 号 市道路線の認定についてまでの 32 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託しております。

これより、かすみがうら市議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成 22 年 3 月 5 日に付託されました議案第 1 号ないし議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 24 号について、3 月 5 日及び 3 月 8 日に会議を開催し、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、全議案ともに全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

18 番 栗山千勝君。

○18 番（栗山千勝君）

お伺いします。

委員長報告には詳細には書いていないんですが、霞ヶ浦庁舎解体事業の概要について、解体工事ですか、7400 万。この件については、全協で前に、7000 万が 5000 万になって、3500 万まで落っこってきたんだけど、今度上がってきたのは 5000 万。設計費が 400 万、跡地の整備工事が 2000 万とあるんですが、この 2000 万と設計費 400 万、いろいろ私なりに調べたら、どうもこれは解体が終わった後の公園にする経費というように聞いておるんですが、事実としたらば、どさくさに紛れて予算のこういうつくり方はいかかなものかと思う。

私のところにファクスが入ってきて、これを見ているんですが、どこから入ったんだかわからないんだけど、この件についてどんな審議をされたか。もしわからなかったら、執行部のほ

うでも結構ですから、ご答弁願えれば、よろしく。

○議長（桂木庸雄君）

委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、栗山議員にお答えいたします。

ただいまの質問でございますが、この問題につきましては、各委員からもいろいろと質疑がございました。

なお、結果につきましては配付してありますので、会議録のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

会議録は見てわかっておるんですが、ただ、こういう予算の組み方、これを黙っていたんじゃ全くわからない。実際にこれ公園整備費として計上しているのであれば、財政のほうでどういうチェックをしたのか。会議録の中に、この2000万について議論した結果が載っていないんです。これは全くおかしな予算の組み方であって、公園整備なら公園整備費として上げてもいいんじゃないかと。どういう形でこういう予算を上げてきたのか、執行部のほうでできたらお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、お答えいたします。

配付しております会議録のとおりでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

会議録はわかるんですが、そうしたらば、会議をこの件については全く議論しなかったということになれば非常にこれは問題なんで、聞くところによると、詳細にその場でこういう回答ができなかった、答弁ができなかったということで、事後になってこういうものが出てきたということであればね、当然これは執行部で答弁するのが当たり前だと思うんです。委員長、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、ただいまの問題であります、執行部より答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

総務委員会の中では、先ほどありましたように、委員さんから霞ヶ浦庁舎の解体等のご質問がありまして、詳細についてお答えできなかった部分がございます、後からの資料で提出をさせていただいております。そのときにも申し上げましたが、霞ヶ浦庁舎の解体等につきましては、当時、見積もりにより金額的なものをお示しをしたという経過がございました。

今回につきましては、それらについて詳細に設計を再度お願いをいたしまして、それらにより、新たな設計額によりまして解体については進めたいというふうに考えております。

また、予算のとり方の中で、跡地の利用の関係でございますが、これらにつきましても、建設の準備の段階で、審議会等からのご意見等もございまして、将来的には公園ということで整備をしたいということでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これは2000万について、今この予算が公園化ということは、一言も答弁していないんですよ。公園整備に対する予算だということが。だけれども、聞くところによると、これは公園整備だというんですよ。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。審議会でどうなろうと解体は解体、公園整備なら公園整備できちんとすれば、それはそれでいいんじゃないかと思うんです。これでは、我々議員が全くわからないわけです、はっきり。総務委員会でこれ追及しても答弁できなかった。だから私はここで聞いているんです。委員長に聞いても、これ始まる話じゃないんですよ。執行部が答弁できなかったことを、後から出てきた資料に基づいて私聞いているわけですから。これは2000万と400万、これは公園整備費の設計委託費400万あるいは2000万が公園整備なのか、そこをはっきりしてもらいたい。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えいたします。

霞ヶ浦庁舎の解体後の利用でございますが、これらについては、公園ということで整備を進めたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

次に、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年3月5日に付託されました議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案

第17号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第27号、議案第30号の13議案について、3月5日、8日の2日間、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第9号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第19号ないし議案第21号、議案第26号の8議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決するものと決定し、また議案第10号、議案第24号、議案第25号、議案第27号、議案第30号の5議案につきましては、採決の結果、可決するものと決定いたしました。

また、委員会報告書作成後、誤字等を確認いたしましたので、議長に対し正誤表を提出し、議場に正誤表を配付しておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年3月5日に付託されました議案第7号、議案第11号ないし議案第13号、議案第18号、議案第22号ないし議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第32号について、3月5日及び8日並びに9日までの3日間、副市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。また、議案第32号にかかわる現地調査を行い、その後に議案の審査を行いました。

慎重な審査の結果、全議案とも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

議案第31号です。前からも言っているとおり、非常に一般財源から金額が出ているために、水道のほうも、佐藤さんから安くしろとかなんとかとされているんですけども、本当に一般財源から繰り出すお金が二通りにわたって、補助金として3000万、それから9000万と。その中で委

託料1900万ということで、下水道を含めたやつで700万近くのお金が出ていることで、事務的経費に非常にかかることが、どの点にどのぐらいかかったかわからないということが非常にありますので、前からも分担制ですね、委託料でなく分担制。職員のやる分担、それから委託をかけた分担、何時間労働ということが非常に載せられていない。わかりづらいということで、前からも言っているように書類が届かないということで、私からもそういうことで、今この書類がないために細かいことは私のほうは聞きませんが、そのことに対してどのようになっているかお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

委員会の審査の経過並びに結果につきましては、配付してあります会議録のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

なお、補足説明につきましては、執行部より説明を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問でございますが、改めまして文書をもってですね、ご提案させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

予算審議なんですから、もっと慎重にやってもらわないといけない。職員も早く地元に帰りたいというわけで、本社に帰りたいという意向もあるようで、前は貝塚さんのころですね、職員が、やることないんだよ、お届けだけだよというようなことも答えたんです。そういうことでなく、委託は委託料でどのぐらいどのようにかかっているのかといつも聞いているわけですから、引き続きそういうことで、引き継ぎのそういう言葉がなかったから今わからないということなのか。それから、本当にこの点に対して審議をなされたのか。

あと一つ、この報告には載っていない、審議はない。あと一つ、建設課の予算を見ても、全然審議がなされていない。それも審議をしたのかしないのか。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

お答えいたします。

審議については、委員会報告書のとおりでございますので、ご了承を願いたいと思います。

なお、詳細につきましては書類の提出については、再度提出をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

委員会でのご質疑があったかどうかという件につきましては、質疑はございませんでした。
以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

お答えします。

委員会の報告につきましては、審議内容については報告書の内容でございますので、ご了承を
いただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

審議はやっていないということで承っていいんでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

そのとおりでございます。

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認め、以上で、各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の
制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例
の制定についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第2号 かすみがうら市歩崎ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

設置目的に、市民及び本市を訪れる観光客に、「当市の歴史文化の紹介や地域資源情報、観光情報の発信と交流の場を提供し、市内各産業の振興に資する」としております。しかし、市民の何人かに聞いたところ、なぜ今、佐賀保育所を改造してまで歩崎に新しい施設が必要なのか、無駄な箱物ではないかという声が上がっております。職員の中からも、具体的な構想がなく意味不明だ、佐賀保育所を空き家にできない、とりあえず何かつくろうと考えたことと新庁舎が狭いので、観光課の職員をセンターに置こうというのが本音ではないかというような批判も聞かれております。

産業建設委員会の審議でも、ある委員からは、せっかく保育所の統廃合をしたり、民間委託をして行政をスリム化しようとしているところからすると、また施設を残して、そこに新たな事業を興すのは、逆に経費がかかる話ではないか、新設される霞ヶ浦庁舎を活用して観光物産センターにするなど、そういう発想をしなかったのか等々の意見も出されております。

私も既存の施設、例えば農村改善センターを活用すれば十分ではないかと考えます。必要性の乏しい新たな施設の設管条例制定には賛成することはできません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

3番 加固豊治君。

〔3番 加固豊治君登壇〕

○3番（加固豊治君）

議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、この議案に、私は賛成の立場から討論いたします。

かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターにつきましては、昨年3月末で廃止された佐賀保育所の跡地を利用して、住民意向なども取り入れながら、資料館に隣接するという地の利を生かして、有効活用するという視点で進められた事業と認識しております。

ご案内のように、この地区は歩崎観音を初め、茨城百景の一つとして、かつてにぎわいを見せた名所であります。郷土資料館や水族館の開館当初は多くの観光客がありました。現状は帆引き船の運航などで一定の利用はあるものの、年々減少の傾向と思われまます。

観光客の立場で見れば、現状はゆっくり休息できる場がなく、また各施設の一体的な活用や連携も十分とは言えない状況と思われまます。

このような現状を踏まえ、今回、国の交付金等を活用して、歩崎公園ビジターセンターの整備が計画されたわけですが、市民活動の拠点として、また観光客をお迎えるイベント情報館として十分な活用を図り、地域振興に大きく貢献することを期待して、賛成討論といたします。

議員諸侯のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

〔6番 佐藤文雄君登壇〕

○6番（佐藤文雄君）

議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

当市の国保税は、一昨年、後期高齢者医療制度の施行に伴う支援金分を、医療分とは別にそっくり上乗せしたため、年間1世帯平均4万円、23%を超える引き上げとなり、県下一高いものとなってしまいました。被保険者である市民も含め、引き下げを求める声上がり、引き下げを求

める請願が文教厚生委員会では採択されるという状況も生まれました。

引き下げを求める市民の声に対して、市長はこれまでかたくなに拒否してまいりましたが、今回医療分における所得割を0.2%、資産割を5%引き下げる改定案を提出いたしました。私は、このことは市民運動による一定の成果だと考えます。

市当局の引き下げについて、私は評価するものであります。しかし、余りにも引き下げ幅が少な過ぎます。近隣市町村で税率引き上げの動きがあると聞きますが、モデルケース、収入360万円、所得234万円、そして資産を5万円、世帯人数を2人ということで試算する限りでは、相変わらず一番高い状況であります。少なくとも税率为平成19年度時点まで戻すべきだと考えます。

応益割の法定減額の改正については国の施策によるものであります。低所得者対策として大いに評価できるものであります。

しかし一方、負担限度額、医療分と後期高齢者支援分が、現行の59万円から63万円に引き上げることについては、政府は高額所得者に応分の負担を求めるといいますが、所得割率や応益割額が高過ぎるため、高額所得者とは到底言えない人、世帯まで限度額を支払っているのが現状であり、実質上は庶民増税、負担増であります。

こうした医療費削減路線の枠内での負担の押しつけ合いで、国保の財政窮迫は解決できません。国庫負担の抜本的増額による国保再建こそ、今求められていると考えます。

以上、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案は、かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定に基づく、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別議決議案であります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立3分の2以上であります。

よって、議案第17号については委員長の報告のとおり可決されました。

[「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時58分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論をいたします。

3月5日の議案質疑において、第2表の繰越明許費の説明を求めたところ、土木部長は、特定環境保全公共下水道整備事業で推進工法によって工事を行っている場所、加茂地内の第3工区で、工事に使用される部材が特殊であったということから入荷がおくれ、それによって年度内完成が難しいと答弁をいたしました。

私は、推進工法自体が特殊な工法であり、発注された工期に基づいて施工するのは当然ではないか。特殊部材というが、この納期管理はどちらの責任なのか。部材の納入が間に合わなければ受注することはできません。このことでもって簡単に繰り越しを認めることは愚の骨頂であると土木部長の姿勢を批判いたしました。それ以上の納得できる答弁は得られませんでした。

そもそも加茂地内における特環公共下水道事業の必要性、緊急性が疑問視されているところですが、産業建設委員会においても、会議録を見る限り、かなりの審議がなされておりました。しかし、工期内完成ができなくなった責任が市側にあるのか、請負業者側にあるのか、明確になっておりません。

私は、このような責任の所在が不明確なまま繰越明許を認めることはできません。

以上、反対といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行

います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

今度の政府予算案は、昨年の総選挙で、国民が自公政権を退場させ、鳩山政権が発足したもので初めて編成されたものでありました。それだけに、予算案をめぐっては、「政治を変えたい」と、そういう国民の願いに応え、旧来の政治をどう転換し、国民の暮らしと日本経済をどう立て直すか、これが鋭く問われていました。

しかし、予算案に象徴された新政権の姿勢には、国民が決別した旧来の政治に対する一定の総括はあっても、それを根本的に転換する意志は残念ながら見られませんでした。後期高齢者医療制度の廃止の先送り、労働者使い捨ての大穴があいた労働者派遣法の改定案、果てしなく迷走する沖縄米軍普天間基地問題等々、自公政権がもたらした国民の痛みをいやし、あすへの希望をもたらすためにどうしても避けて通ることのできない課題をめぐり、政府・与党は国民の期待に背を向け続けてきました。背を向けたのは、旧来の政治との違いをはっきりさせる試金石ともなるべき「政治とカネ」の問題をめぐっても同様でありました。民主党の政治姿勢が、ここにも象徴的にあらわれました。

日本共産党は3月2日の衆議院本会議で、今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本の経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために、社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業、大資産家減税という2つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消すること、この3つの転換が必要だと主張し、2010年度の政府案に反対の立場で討論をいたしました。

当かすみがうら市にとっても、市民の暮らしと雇用や農業を含めた営業を守る施策が求められ

ているのではないのでしょうか。来年度の予算は、それにこたえるものになっているのでしょうか。

市長は、施政方針演説で市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、まちづくり計画においては5つの重点目標を掲げ、将来像の実現に向けた施策に取り組んできたと述べ、市民が夢と希望を持って学び、働き、そして長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりが、私の目指すまちづくりであり、ことはそのスタートの年にしたいと、決意を表明いたしました。

歳入における個人市民税は18億4000万円ですが、09年度対比で1億2000万円の減、08年度決算比では4億1000万円弱と、減の落ち込みは激しく、市税全体では48億4000万円弱、そして09年度比で2億円の減、08年度決算比では9億8000万円の減となっています。その分を地方交付税が09年度比2億6000万円と臨時財政対策債3億2000万円、合わせて5億8000万円の増でカバーしております。臨時財政対策債を含む地方債合計は19億9000万円弱で、09年度比4億1600万円の増の26.5%アップとなっております。

その結果、一般会計における2010年度末見込みの地方債の償還残高は約182億1000万円で、09年度見込み比で7億8000万円分が膨れ上がります。

一方、歳出では、民生費の子ども手当と教育費の志筑小学校建設の大幅増が目立ちますが、公債費の支出が09年度比で約1億円増となっております。合併特例債の償還が次第に市の財政を圧迫し始めていることを示しているのではないのでしょうか。

合併5年が経過いたしました。私が2月から3月にかけて行った市民アンケートでは、「公共料金などの負担が重くなった」、これが断トツの1番、54%。次に、「行政サービスが悪くなった」が38%で、「市になってよかった」と答えた人は、たったの2%でありました。市民の中には、いまだ合併してよかったと思っている方は、圧倒的に少ないということは確かであります。

坪井市長のもとで入札制度改革が行われ、条件つき一般競争入札が平成18年度途中から導入されました。これまで半ば公然と行われていた入札談合、千代田地区では鈴木前市長による官製談合、一方の霞ヶ浦地区では霞ヶ浦建設協会会長が主導する業界談合、これらの談合構造が次第に崩れてきました。このことは、談合情報の提供などもあわせて、私を含む6人の原告団が起こした入札談合損害賠償請求訴訟の影響もあって、これまで平均落札率が98%と高どまりになっていたのが、平成18年度では平均落札率が87.1%に、平成19年度では79.95%まで下がりました。

その結果、落札差額が18年度2億円、19年度4億円となりました。その後、市当局は20年度から最低制限価格を導入したことや、5000万円以下の公共事業については、市内に本店を置くものとしたこと、さらに、私たちの談合裁判が地裁で敗訴するなどの影響もあって、応札業者が極端な減少になったとともに、平均落札率は90.35%と上昇、平成21年度も現時点では93.66%までに至っております。

私は、公共事業ですから、安ければ安いほどよいという立場ではありませんが、たびたび寄せられる談合情報から推察するに、談合入札が復活してきているのではないかと思います。ここでも合併効果はあられせず、いまだに地域すみ分けの入札が行われているのが実態です。予定価格や指名業者の事前公表はやめることなどの入札の改革を行うとともに、建設業で働く労働者の賃金を確保する公契約条例の制定など、その実現を図るべきではないのでしょうか。

また、施政方針に対する質疑や一般質問でも提案をいたしました。中小業者の仕事起こしの

ための住宅リフォーム助成制度や小規模工事の契約希望者登録制度等が、少なくない自治体で取り組まれています。必要性や緊急性も乏しい大型公共事業、例えば加茂地区などで進められている特環公共下水道事業などがその典型ですが、このような大型な公共下水道事業を見直し、高度処理型合併槽事業を積極的に進めていくことや、生活に密着した道路改修工事などで、地元中小業者の仕事を確保する公共事業への転換を図ることも必要ではないでしょうか。

霞ヶ浦分庁舎建設なども無駄遣いの典型であります。加えて23億円もの事業費をかけ、石岡地方斎場の移転建設は無駄遣いであり、絶対に認めるわけにはいきません。アンケート結果でも、「現在地での建てかえ」の回答が43%を超え、「計画どおり推進」は11.6%でありました。また、このような一部事務組合の建設費に合併特例債を用いることはできないと考えるものであります。

私は、常に地方自治体の本来の役割は、住民の福祉と暮らしを守ることにあると強調しておりますが、来年度予算には、国保特別会計に一般会計から繰出金を1億3355万円増額をいたしました。ひとり暮らしの高齢者世帯への火災報知器設置助成やインフルエンザの予防接種助成を中学生まで拡充する。また、市民の窓口サービスの時間を、週1回ですが2時間延長することなど、一定の前進面が見られますが、全体としては不十分なものと言わざるを得ません。

特に子育て支援について見るべきものがありません。子育てには医療費の無料化が一番効果的だとして、年齢の拡充をこれまで一貫して求めてまいりましたが、県でも10月から小学3年生までの無料化が実現いたします。所得制限なしで小学校卒業まで医療費無料制度を拡充するには、当市では8810万円ほどの財源が必要としておりますが、無駄な大型公共事業をやめ、談合を許さない入札制度の改善で、財源は確保できると考えます。

新潟県の聖籠町では、子育て支援に力を入れ、07年4月から3歳児から5歳児までの通常保育、これは午前8時半から午後3時までであります。この保育料を無料にしたり、中学校卒業までの医療費を助成しております。ここの町長であります渡邊廣吉町長は、「福祉や教育は金があるからやるのではなく、金がなくてもやる気があればできます。いかに優先づけてやるかです。聖籠町での子育て支援は、周りからうらやまれ、人口もふえております。安心して子どもを産み育て、将来を担う子どもの施策が優先です」と語っております。隣の土浦市では、中学校卒業までの医療費無料化を実施しているわけですから、先進自治体にもっと積極的に見習うべきではないでしょうか。

教育行政については、子どもたちがいかに安心して学べる環境を整えるかが求められております。文教厚生委員会で、公設派遣村の教訓から、養育できない親から子どもたちを守り救い上げる、ワンストップサービス体制を市独自で立ち上げることを提案をいたしました。それには、予算の裏づけが必要です。今、そのことが緊急に求められていると考えます。

また、学校関係者から聞いたところですが、中学校の全教室に液晶カラーテレビ、46インチだそうではありますが、これを設置することになったが、全教室に設置するのはかすみがうら市だけだといいます。「設置するなら、せいぜい1フロアーに1台で十分だ」、「昔と違って、今はテレビでの授業は余り行われていない」と述べ、「大きな予算をかけるものについては、事前に現場の声を聞いてもらいたい」と語り、「何よりも学校の維持修繕に十分な予算をつけてもらいたい」と訴えておられました。

この中学校デジタルテレビ購入事業は、指名競争入札で中川商事が落札していますが、落札額

は685万円、予定価格が690万円で落札率99.2%でありました。そして、その他の6社は辞退していることもわかりました。まさに出来レースの感があります。このような必要性に乏しい備品を備えるのではなく、緊急に必要とされている維持修繕のほうに予算を振り向けるべきではないでしょうか。さらに、すべての小中学校への防犯カメラの設置を行うべきと考えます。

加えて、教育の無償化と言っても、経済的にかなり厳しい中で、父母負担が現実にあります。学用品とか修学旅行費や学級費ですが、文部科学省の調査でも、公立の小学校で年間5万6000円、中学校では13万8000円、当市の調査結果でも、小学校で平均7万8000円、中学校で平均12万4000円であります。義務教育費にかかる私費負担をできるだけ少なくするよう、市独自の支援策を講じるべきだと考えます。

また、福祉タクシーの利用料の問題についてですが、初乗り料金が上がった差額分については、プラスアルファして予算を計上するべきではなかったのではないのでしょうか。その財源は市長交際費を削減し、その分を充てることも考えられます。

市が雇用する職員の問題について、自治体労働者の調査によって、かすみがうら市は全体的に非正規の雇用の率は低いのですが、保育士と学童保育の指導員には専門性が求められているわけですから、きちっとした正規雇用とすることが必要だと思えます。

最後に、やまゆり館及び雪入ふれあいの里公園の指定管理者については、私は反対した立場であります。

以上のことをつけ加えて、一般会計予算に対する反対の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 古川誠一君。

[4番 古川誠一君登壇]

○4番（古川誠一君）

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

政権交代後、初の国の予算案も間もなく成立の見通しとなっております。しかし、景気の先行きはデフレの懸念や厳しい雇用情勢など、明るい兆しが見られません。新卒の大学生、高校生の就職内定率も1割以上の人たちが、いまだ未定というような状況が報道されております。特に、地方経済の実態は深刻かつ不透明な状況にあります。

このような中、本市の新年度予算案には、地域の活性化に向けた農業分野や水産業分野への支援策の拡充や企業誘致による産業の振興策への支援、また雇用の促進により、地域の活力を高める努力がうかがえます。さらに、子ども手当を加えた社会保障の充実など、子育て支援や教育指導体制の強化、さらには国保会計の支援策など、細かい配慮の跡が見える予算であります。

一方、志筑小学校移転整備や五輪堂橋の改修を初め、平成21年度補正予算に盛り込まれた学校施設の耐震化などの公共事業の実施により、切れ目のない経済対策とともに、市民の安心・安全な暮らしを優先的に実現しようという意識が見られる予算であります。

歳入についても、国の臨時交付金などを効果的に活用しており、本市の合併5周年を迎えて、市民の期待にこたえる予算と判断し、本案に賛成するものであります。

特に私は本年5月に、待望久しかった霞ヶ浦庁舎がオープンします。これは、旧出島村、坂本村長のころからの懸案でありました霞ヶ浦大橋からの国道354号と神立より新生道路歩崎に至る交通の利便性のよいクロス地点を拠点として、地域を発展させようという構想、地域の市民交流の拠点として、活力あるまちづくりに大きく貢献できる記念すべき年であると期待しております。

そのようなことを踏まえ、私は新年度予算案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に対する反対の討論を行います。

国保税の引き下げを求める市民の声が多くなっております。私が行ったアンケート調査結果でも、「引き下げるべきだ」と答えた人が63%おります。それに続いて、「低所得者への減免措置」が28%という結果でありました。

皆保険制度は国保の理念であります。国民健康保険法第1条には、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしてあり、社会保障の文言があるのは国民健康保険法だけであります。市民をも含め、議会も首長も、国保は社会保障であることの再認識を持つべきであります。条例の改正で税率が若干引き下がりましたが、所得300万円の4人家族で40万円を超える保険税、これが払える保険税の水準なのでしょうか。

国会においても、所得の1割を超える保険税について問われた鳩山首相も、「率直に申し上げて相当高い」と答弁しております。このような所得の1割を超える保険税負担は、すぐにでも解

消しなければならないと考えます。

国民健康保険税の引き下げについては、一般質問で何回も取り上げてまいりましたが、収納率のアップを図るには、保険税を下げる必要があると強調し、そのことによってペナルティーを受けないようにすることなど、具体的な提案もしてまいりました。その財源として、引き下げた議員報酬や市の職員の給与の引き下げ分を活用することなども取り上げ、支払いに困っている保険税を下げるという提案をしておりますが、やはり、私は基本的には、平成19年度の時点に戻すべきだと思います。

また、市当局は短期保険証を1カ月ごとにやったため、収納率が上がったと言いますが、1カ月の短期保険証でやりくりしている方にとっては、大変な状況であります。逆に全く払えない、本当に苦しくて払いたいのにならぬ、全国的な例では、これまで最終的に資格証明書を発行されて、病院にかかれないで重症化して亡くなる方もいるということが報告されております。また、督促を何回もされて、払えなくて困って自殺に追い込まれたという人もおります。

そういう意味では、当市で保険証を300世帯分もとめ置いているというのは異常ではないでしょうか。被保険者一人一人の実情をよく把握して、保険証を交付すべきだと思います。また、短期保険証の発行については、被保険者との信頼関係をつくりながら、できる限り6カ月にしていたいただきたいということを要望して、私の反対討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

2番 小松崎 誠君。

〔2番 小松崎 誠君登壇〕

○2番（小松崎 誠君）

議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論に参加いたします。

国保会計は、市民に対する医療保険給付を行うため、国庫負担等の公費と国保税を主な財源として、本来は独立採算で運営されるべき事業であります。しかし、国庫負担の減少などで、本市に限らず、多くの自治体で厳しい財政運営を強いられております。

22年度予算は、この点を踏まえた中で、歳入においては軽減幅の拡大や景気低迷の影響などから、保険税収入の減少を見込み、歳出においては、保険給付費全体の増額を5200万円余りとするなど、大変苦勞が見える予算編成がされております。また、制度的な歳入に加えて、一般会計から1億1000万円ほどの財政支援がなされるなど、市として責任を持って国保制度を支えていくという意識が認められるところであります。

厳しい経営状況が予想される中で、市民負担の軽減を図るべく、保険税率の引き下げ措置を行うなど、市長として被保険者の理解を得るための努力が示された予算となっており、評価すべきものであります。公平・公正な運営を行うため、被保険者の納税に対する意識をさらに高めるための努力も、引き続き積極的かつ強力に取り組むことを強く要望しまして、本案については賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。

来年度からの後期高齢者医療保険料、2年間の保険料については、県民の運動もあって、県の広域連合は基金を全部取り崩し、値上げをいたしませんでした。全国では、21都道府県で値上げになり、最高額の東京都と最低額の秋田県との差は2.3倍にもなります。したがって、茨城県で値上げを抑えたということは、県民運動の成果であると考えております。

しかし、そもそも一昨年6月に民主党を含む4野党、これが共同し、参議院で成立させた後期高齢者医療制度廃止法案は、もとの老人保健制度に戻す内容でありました。委員会審議の冒頭、法案提出の代表となった民主党議員は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっておりませんので、一刻も早く廃止をさせていただきたいと成立を求めたものであります。それが、政権につくと態度が後退し、老人保健制度に戻すだけでも2年かかるということがわかった。混乱を生じさせてはいけないなどと言い出し、廃止法案成立に反対した自民・公明の、いわゆる旧与党や厚労省が持ち出したのと同じ理屈で、廃止に待ったをかけ、先送りしてしまいました。

民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止論議の中で、国保の広域化の推進を前面に押し出し、市町村国保を寄せ集めて、都道府県単位の広域連合などに集約しようとしております。報道によれば、今度は65歳以上的人是べて国保へ国保へという構想を打ち出しました。それも別建てであります。年齢で差別するという保険制度が問題となっているのに、差別を一層拡大しようとするものではないでしょうか。このような制度は、1日でも早く廃止すべきだと考えます。そして、75歳以上は医療費を無料化にすべきであると考えます。

以上、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に、反対の立場で討論に参加

します。

特定環境保全公共下水道整備事業では、加茂地域の工事請負費 2 億1500万円が計上されております。前回は反対を表明いたしました。費用対効果を検証した結果、この事業が行われたものとは思えません。

3月3日、私の一般質問に答えて、土木部長は、平成16年に行った工業団地内企業アンケート調査なるものを持ち出し、この事業推進を正当化しようとしているようですが、アンケートはあくまで調査上の一つの資料であり、認可とは別物であります。本来なら、これら企業などからの合意を取りつけた上で、確実な加入を担保してから、事業を行うか否かを判断すべきであったものと考えます。

この事業は、前の霞ヶ浦建設業協会会長の肝いりで計画されたものだとの投書がありました。一般質問でも紹介をいたしました。その投書には、「平成18年ごろに区長より下水道の説明会があるので出てほしい、整備の同意書に名前を書いてほしいと言われたので、当時は書きました」、「18年以前は建設業協会の会長が力を持っていたため、前町長が言いなり状態で何でも指示に従っていました。人事権を持つ前町長が言いなりだったので、職員も同様に従っていました。そのような関係で仕事が欲しいため、談合により自分の見返りを求めるため、整備区域内の排水調査もせず、お粗末な説明会のみで下水道認可をとったものです」、「全く関係のない下水道審議委員が判断するのではなく、そこに住む下水道を使用するか否か、自分たちで判断することをすべきではないか」と書かれてありました。

ですから、この事業は、地域の環境改善から出発したものではなく、一部の業者のための公共事業優先政策が根っこにあったものと考えます。つけ加えれば、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型公共下水道工事を推進した結果ではないでしょうか。下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域内における加入の推進であると考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成21年度の予算審議の際にも、保険料のアップの根拠になった保険給付費の大幅見積もりは、厚生労働省の指導によるものだということがわかりました。ですから、保険給付費は厚生労働省の指導がスライドしただけであって、実際には検証したものではないと考えます。

委員会の審議の中で、昨年4月から11月の8カ月の結果で来年度の給付費を試算したといいますが、現実的にはそういう数字にはなり得ないのではないかと考えます。やはり、一番問題なのは、平成20年度の実績等を踏まえれば、給付費の伸び率が平成20年度と比較して、平成22年度で20%アップになるということは到底考えられません。

その理由は、介護を受けたくても、1割の利用料が負担できなくて受けられないという人がふえているのが現実にあるからであります。ですから、この給付費の伸びというのは、現実的な数字ではないと私は思っております。

市民アンケートでも、高齢化社会に何を望むかという問いに、「介護保険料や利用料の引き下げ」を望む声が50%を超えております。いかに介護を受けやすくすることと、負担が余りにも大き過ぎる介護保険料は、今すぐにでも引き下げていかないと、介護保険制度そのものが破綻してしまうのではないのでしょうか。また、低所得者に対して、市独自の保険料や利用料を減

額、免除する制度を設けるべきだと考えます。

つけ加えるならば、介護労働者への直接支援、給料、報酬、賃金をアップすることも、今求められていると思います。介護労働者への労働条件と待遇改善は、本来国が責任を持つべきものがありますが、これについても、市独自の支援策を講ずることを要望いたしまして、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。

当市の水道事業会計は、年々改善されております。その一番大きい要因は、支払利息及び企業債取扱諸費の減少であります。給水原価に占める割合は、平成17年度では21.1%あったものが、平成20年度では16.6%と大幅に下がり、額では55.8円から40.7円と15.1円も下がっております。これは、減債積立金を用いた高金利分の企業債などの繰上償還に充てた結果であると思います。

来年度予算は利益を少なく見積もっておりますが、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされ、550万円の受水費が減額されることになっております。受水費を20年度の決算並みとすれば、2000万円を越す減額が予想され、相当な額の利益余剰金が出るものと考えます。さらに、平成21年度の市水道事業会計予定損益計算書では、当年度末処分利益余剰金が3821万1873円

となっております。

私は、これら予想される利益剰余金は、減債積立金にするのではなく、約30%の市民が10立方未満の使用者ですから、基本水量を10立方から5立方へ改め、その財源に充てるべきだと考えます。少なくとも、市民が使ってもいない水の分まで、料金は取るべきではありません。先日、夫に先立たれたひとり暮らしのご婦人から、年間の水道使用量のお知らせの資料を提供されました。切実な訴えを受けております。

仮に基本料金を5立方に引き下げる改定をした場合、年間5000万円ほどの減収になると試算されているとしていますが、その財源は十分捻出できるのではないのでしょうか。いずれにしても、市民に低廉な価格で水を供給する責務は市にあります。水道料金の引き下げを求める市民にこたえるよう要請して、私の討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

水道事業については、環境を配慮した生活における節水の取り組みや民間事業における水道使用の合理化など、給水収益が大きく減少される見込みにおいて、経営の健全化を図るべく、これまでに企業債の繰上償還を積極的に実施してきた成果があり、お手元の資本的収支予算書のとおりであります。

また、県西広域水道用水の基本料金につきましても、県に対し、継続して値下げ要望を行い、このたびの値下げにつながったものと、まずは評価すべきであります。

水道施設は、行政が担う市民のライフラインであり、安全で安心な水道水を安定的に供給すべく、施設の修繕や維持管理に万全を期す必要があります。このようなことから、計画的な配水管工事を進めるとともに、将来の水需要や企業局の給水原価などの動向を見据えて、計画、さらには予想等に基づき、より健全な企業に留意していただくことを、賛成者として強く要請いたします。

改めて水道事業は市民生活に密接した事業であり、私は安定した市民生活の基盤を継続いただくという観点に立って、本予算に賛成するものであります。

議員諸侯のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第32号 市道路線の廃止についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時15分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第32号の市道路線の廃止は、市道路線の認定に訂正いたします。

日程第 2 平成21年請願第1号、平成21年請願第6号並びに請願第1号

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、平成21年請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書、平成21年請願第6号 都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願について、請願第1号 核兵器の廃絶を求める請願書についての3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会並びに産業建設委員会にそれぞれ付託をしております。これより、かすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第1号 核兵器の廃絶を求める請願書について、3月5日及び8日に会議を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

また、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

今委員会は、ただいま議題となっております平成21年からの継続審査である平成21年請願第1号、平成21年請願第6号について、閉会中の2月1日及び会期中の3月5日並びに3月8日、3月9日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、平成21年請願第1号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。また、平成21年請願第6号は全会一致で趣旨採択とすべきものと決定しました。

なお、平成21年請願第1号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案として提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成21年請願第1号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより平成21年請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、平成21年請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、平成21年請願第6号「都市計画の見直しによる新しいまちづくりの請願」についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択でありますので、趣旨採択とすることに対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより平成21年請願第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、平成21年請願第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、請願第1号「核兵器の廃絶を求める請願書」の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3 委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、委員会発議第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

委員会発議第1号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、委員会発議第2号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認めます。

委員会発議第2号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより、委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 閉会中の継続審査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長より、お手元に配付したとおり、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期22日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

午後4時27分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道